

平成 25 年 12 月 9 日

施工系会員 各位

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会
会 長 野崎 正和

社会保険加入に関する認証制度の試行的実施について

拝啓 平素は当協会の事業活動にご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、国土交通省では、社会保険未加入対策の一環として、社会保険加入に関する認証制度の検討を進めておりましたが、この度、制度の利点や問題点を明らかにし、今後の導入可能性を検証する目的で制度案を策定の上、試行的に実施する運びとしております。

当協会では、本制度の趣旨に賛同し、他の試行団体（9 団体）と共に詳細内容の説明を勘案の上、試行的実施を行うことと致しましたので、施工系会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

つきましては、下記の内容をご確認の上、本試行における「社会保険加入に関する適格企業または優良企業」に該当される会員企業におかれましては、認証の申請を別添申請書にて平成 25 年 12 月 27 日（金）迄に、協会事務局宛、郵送又は FAX（03-3591-3550）でご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する問合せ等は事務局小方、村田迄御連絡下さい。TEL（03-5251-4150）

敬具

記

1. 制度のポイント

今回の試行における制度概要は、社会保険に適切に加入している適用企業を「適格企業」に認証し、加えて建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入している企業を「優良企業」として認証するという、極めて簡易・簡明で且つ客観性及び公平性のある制度内容となっております。

なお、認証を受けた企業に対するインセンティブと致しまして、将来的には、制度内容をさらにブラッシュアップした上で、国土交通省で目下検討中の専門工事業評価制度に組み込まれる可能性があります。

また、当協会が他の団体に先駆けて試行段階から参加していることにつきましても、今後、本制度が本格導入された際には、充分アドバンテージに繋がるものと考えております。

2. 制度の概要

会員企業は、自社が社会保険等に参加し、適切に保険料を支払っている旨を、日本トンネル専門工事業協会に申請することにより、当協会より「社会保険加入に関する適格企業または優良企業」の認証を受けるものです。

なお、申請に際しては、企業が「単独」で申請することに加え、恒常的に連携して専門工事を実施している企業群による「共同」で申請することも可能となっています。

3. 認証申請に必要な資料

No.	申請資料名称	適格企業 認証	優良企業 認証	備 考
1	社会保険加入に関する適格企業認証申請書	○	×	(様式1) (様式2)
2	社会保険等加入に関する優良企業認証申請書	×	○	(様式3) (様式4)
3	健康保険、厚生年金保険の領収書写し(平成24年度全額分)	○	○	添付資料
4	雇用保険の領収書の写し(適用事業所全ての平成24年度全額分)	○	○	添付資料
5	建設業退職金共済契約者証または中小企業退職金共済手帳の写し	×	○	添付資料

要否(○:必要 ×不要)

4. 今後期待される認証制度の効果

- ① 認証を受けた適用企業は、認証書を表示することにより、自社が適切に社会保険等に参加していることを解りやすく表明することが出来る。
- ② 元請企業は、適切に社会保険等に参加する下請企業へ発注する責任を負うが、適用企業の認証書を確認することにより、下請企業の選別が容易になる。
- ③ 認証書が事業所に明示されていれば、建設業への就職を希望する若手人材にとって、社会保険等を適切に納入している適用企業の判別が容易となり、中長期的には、優良企業には若手人材が入職しやすくなる。

5. 認証制度要綱

当協会が実施機関として本認証制度を試行するに当たり、認証制度の具体的な仕組みを定めた認証制度要綱を別添の通り策定しております。

6. 試行実施スケジュール

今回の試行は、以下のスケジュールにて実施することとなっております。

- ① 周知期間（12月上旬～12月中旬）：ホームページ、書面などで通知
- ② 申請期間（12月中旬～12月下旬）：郵送又は持参により申請
（注）申請締切日は12月27日（金）とします。
- ③ 審査期間（12月中旬～1月中旬）：申請書類及び添付資料の確認
- ④ 認 証（1月下旬）：認証書の交付

以上

「社会保険加入に関する適格企業及び社会保険等の加入に関する優良企業認証制度要綱」

(目的)

第1条

社会保険加入に関する適格企業及び社会保険等の加入に関する優良企業認証制度（以下「本制度」という）は、建設産業における社会保険等への加入徹底の一層の促進を図るため、社会保険に適切に加入している適用企業を「社会保険加入に関する適格企業」として認証し、加えて建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入している企業を「社会保険等加入に関する優良企業」として認証するものであり、建設産業における更なる社会保険等への加入促進を通じて、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保、適用企業間の公平で健全な競争環境の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

社会保険とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険のこととし、さらに社会保険等とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度のこととする。

(対象適用企業)

第3条

本制度要綱に基づく認証（以下「認証」という）を申請できる適用企業は、建設業を営む一般社団法人日本トンネル専門工事業協会（以下「トンネル専門協」という）の会員企業とする。

(認証審査機関)

第4条

本制度要綱に基づく認証は、「トンネル専門協」が実施する。

2 「トンネル専門協」は、本制度を実施する際の責任者を「代表理事 会長」とする。

3 「トンネル専門協」は、本制度について、ホームページなどに明示して、関係者へ周知するものとする。

(認証基準)

第5条

認証の基準は以下の通りとする。

- ① 社会保険の加入に関する適格企業とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適用企業であり、保険料を適切に納入していること

- ② 社会保険等の加入に関する優良企業とは、社会保険の適格企業の要件に加え、建設業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入していること

(認証の申請)

第6条

認証の申請については、適用企業が単独もしくは共同で申請できるものとする。

- 2 社会保険加入に関する適格企業認証を単独で申請する場合は様式1により申請する。
- 3 社会保険加入に関する適格企業認証を共同で申請する場合は様式1及び様式2により申請する。
- 4 社会保険等加入に関する優良企業認証を単独で申請する場合は様式3により申請する。
- 5 社会保険等加入に関する優良企業認証を共同で申請する場合は様式3及び様式4により申請する。

(認証の審査)

第7条

「トンネル専門協」は、申請書類及び添付書類に不備が無い場合は、社会保険加入に関する適格企業もしくは社会保険等加入に関する優良企業として認証するものである。

- 2 「トンネル専門協」は、認証の申請書及び添付書類に不備等がある場合は、文書にて認証しない旨を適用企業へ通知しなければならない。

(認証書の交付)

第8条

「トンネル専門協」は、第7条による認証を行った場合は、認証書を適用企業に交付するものとする。

(表示)

第9条

認証を受けた適用企業は、社会保険の加入に関する適格企業もしくは社会保険等の加入に関する優良企業である旨を自社のホームページ等に明示できるものとする。

(認証の有効期限)

第10条

認証の有効期間は、認証の日から起算して1年間とする。

(認証事項の変更)

第11条

認証を受けた適用企業が、第5条に定める認証基準を満たさなくなった場合には、速やかに「トンネル専門協」にその旨を申し出なければならない。

(認証基準に関する調査)

第 1 2 条

「トンネル専門協」は、認証の審査時及び認証の有効期間中に必要があると認めるときには、適用企業の社会保険等への加入状況などについて、必要な書類の提出を求める等の調査を行うことが出来るものとする。

(認証の取消し)

第 1 3 条

「トンネル専門協」は、認証を受けた適用企業が、次のいずれかの事由に該当することが明らかとなった場合には、認証を取り消すことができる。

- ① 第 5 条の基準を満たさなくなったとき
- ② 適用企業より第 1 1 条による申し出をうけたとき
- ③ 適用企業より提出された認証申請書及び添付書類に虚偽の記載が発見されたとき

(広報)

第 1 4 条

「トンネル専門協」は、認証を受けた適用事業所の名称を、ホームページや会報に広報するものとする。

(その他)

第 1 5 条

本制度要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、「トンネル専門協」が別に定めることができるものとする。

附則

(施行日)

本制度要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日より施行する。

(様式1)

平成25年 月 日

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会
代表理事 会長 野崎 正和 様

(適用企業)
住 所
法人名
代表者名
印

社会保険加入に関する適格企業認証申請書

社会保険加入に関する適格企業及び社会保険等の加入に関する優良企業認証制度要綱第6条に基づき、社会保険加入に関する適格企業の認証を申請します。

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号、事業所番号	

【添付資料】

- ・健康保険、厚生年金保険の領収書の写し（平成24年度全額分）
- ・雇用保険の領収書の写し（平成24年度全額分）

(様式 2)

平成 25 年 月 日

代表適用企業名：

社会保険加入に関する適格企業認証申請書
(共同申請企業 社会保険加入状況表)

【共同申請企業 1】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

【共同申請企業 2】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

【共同申請企業 3】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

* 共同申請企業数が 4 社以上の場合は (様式 2) を複製すること

【添付資料】

- ・ 上記企業の健康保険、厚生年金保険の領収書の写し (平成 24 年度全額分)
- ・ 上記企業の雇用保険の領収書の写し (平成 24 年度全額分)

(様式3)

平成25年 月 日

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会
代表理事 会長 野崎 正和 様

(適用企業)
住 所
法人名
代表者名
印

社会保険等加入に関する優良企業認証申請書

社会保険加入に関する適格企業及び社会保険等の加入に関する優良企業認証制度要綱第6条に基づき、社会保険等加入に関する優良企業の認証を申請します。

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号、事業所番号	

【添付資料】

- ・健康保険、厚生年金保険の領収書の写し（平成24年度全額分）
- ・雇用保険の領収書の写し（平成24年度全額分）
- ・建設業退職金共済契約者証の写し、または中小企業退職金共済手帳の写し

(様式 4)

平成 25 年 月 日

代表適用企業名：

社会保険加入に関する優良企業認証申請書
(共同申請企業 社会保険等加入状況表)

【共同申請企業 1】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

【共同申請企業 2】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

【共同申請企業 3】

企業情報	企業名	
	住 所	
	代表者名	
	電話番号	
	建設業許可番号	
社会保険 加入状況	雇用保険適用事業所番号	
	健康保険名・適用事業所整理番号	
	厚生年金保険記号・事業所番号	

* 共同申請企業数が 4 社以上の場合は (様式 4) を複製すること

【添付資料】

- ・ 上記企業の健康保険、厚生年金保険の領収書の写し (平成 24 年度全額分)
- ・ 上記企業の雇用保険の領収書の写し (平成 24 年度全額分)
- ・ 建設業退職金共済契約者証の写し、または中小企業退職金共済手帳の写し